



事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 4 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」を導入する医療機関等における
個人情報の利用目的の例示について

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）において、マイナンバーカードを健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。）として利用できるようになるとともに、医療機関等の窓口で、直ちに資格確認ができるようになる「オンライン資格確認」が令和3年3月から導入されることとなりました。

今般、「オンライン資格確認」を導入する医療機関及び薬局（以下「導入医療機関等」という。）においては、従来の健康保険被保険者証によって資格確認を行う場合には、当該機関の職員等が被保険者等記号・番号等を資格確認端末に入力し、審査支払機関に照会を行うこととなります。

このため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。別紙1参照）を踏まえ、導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示について、下記のとおりお示しします。

なお、当該例示に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知。以下「ガイダンス」という。）で示す「別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定され



る利用目的」を参照しています。

貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本例示については、法の規定に照らして妥当であることを、個人情報保護委員会に確認しております。

記

1 導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示について

導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示は、以下とする（ガイドンスの別表 2 との対照表は別紙 2 参照）。

【患者への医療の提供に必要な利用目的】

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

・医療保険事務のうち、

－審査支払機関又は保険者への照会

2 補足

現行、被保険者資格等の確認については、ガイドンスの別表 2 中「医療保険事務のうち、審査支払機関へのレセプトの提出」に附随する業務として職員等により審査支払機関等に適宜照会が行われている。

オンライン資格確認の導入後は、システムによって随時医療機関等側から照会業務が行われ、医療機関等から審査支払機関へ被保険者等記号・番号等を提供することとなることを明確化する趣旨から、1 の例示を示す。

なお、当該照会業務は、健康保険法（大正第 11 年法律第 70 号）等に規定する保険給付の支給事務に係るものであり、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、本人の同意を得る必要はない。